

諮問日：平成30年12月12日（平成30年度（情）諮問第24号）

答申日：令和元年6月21日（令和元年度（情）答申第7号）

件名：東京高等裁判所が特定の裁判官の懲戒申立てを行った際に作成し、又は取得した文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

東京高等裁判所が特定の裁判官の懲戒申立てを行った際に作成し、又は取得した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、「裁判官に対する懲戒申立書」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年9月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 特定の裁判官の履歴書については、分限裁判において当然に提出される文書であり、その内容のうち大部分は不開示情報に相当しない。
- 2 東京高等裁判所事務局長作成の平成30年6月12日付け及び同年7月4日付けの各報告書のうち、少なくとも特定の裁判官が自らのブログで公表している部分は不開示情報に相当しない。また、同年6月12日付け報告書の別紙判決書は、通常の判決書と同様の基準で判断した場合には、これらの全部が不開示情報になることはあり得ない。
- 3 特定の裁判官が作成した平成30年6月19日付け及び同年7月11日付け

各陳述書については、少なくとも同裁判官が自らのブログで公表している部分
は不開示情報に相当しない。

4 分限裁判における証拠の表示及び各証拠の記載について、少なくとも最高裁
大法廷平成30年10月17日決定で明らかにされたものについては、不開示
情報に相当しないといえる。

5 本件開示申出文書に該当する文書として、東京高等裁判所の裁判官会議又は
常置委員会の議事録が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部
分」という。）は、分限裁判における証拠の表示及び各証拠の記載であるところ、
これらは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」とい
う。）5条1項に定める個人識別情報に相当するほか、分限裁判は非公開手続
で行われるにもかかわらず、その手続で提出された証拠の表示及び各証拠の記
載が明らかになると、分限裁判の当事者において、関係者からの協力が得られ
ずに事実関係の調査が困難になるなどして、必要かつ十分な証拠が分限裁判に
提出されなくなり、裁判所が行う今後の分限裁判の適正な遂行に支障を及ぼす
おそれがある情報に相当する（同条6号柱書）。また、証拠の表示及び各証拠
の記載を明らかにすると、今後、関係者からの協力が得られないために正確な
事実の調査ができず、適切な人事上の措置の検討が困難になるおそれがあり、
公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に相当する（同号
二）。

なお、原判断時において、本件不開示部分を裁判所として公表した事実はな
い。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年12月12日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月 21 日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 平成 31 年 4 月 19 日 本件開示文書の見分及び審議
- ⑤ 令和元年 5 月 24 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は特定の裁判官に対する分限裁判における証拠の表示及び各証拠の記載であることが認められる。このような記載内容に照らせば、本件不開示部分は、法 5 条 1 号に規定する不開示情報と認められ、同号ただし書に相当する事情は認められない。

そして、分限裁判の手續が非公開であること（裁判官の分限事件手續規則 7 条、非訟事件手續法 30 条）を踏まえて検討すると、仮に本件不開示部分が明らかになると、分限裁判の当事者において、関係者からの協力が得られずに事実関係の調査が困難になるなどして、必要かつ十分な証拠が分限裁判に提出されなくなり、裁判所が行う今後の分限裁判の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、適切な人事上の措置の検討が困難となり、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、少なくとも特定の裁判官が自らのブログで公表している部分是不開示情報に相当しないなどと主張するが、本件開示文書のうちの本件不開示部分を裁判所として公表した事実はないことから、当該裁判官に対する分限裁判があり、その裁判の内容が明らかになっているとしても、このことは本件の判断には影響しない。

したがって、本件不開示部分は、法 5 条 1 号及び 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件開示申出文書に該当する文書として、本件開示文書以外に東京高等裁判所の裁判官会議又は常置委員会の議事録が存在する旨を主張す

るが、本件開示申出の内容に照らして採用することができない。そのほか、東京高等裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高裁裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分は法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、東京高等裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人